

平成20年度専門研修（スペシャリスト養成講座・リーダー養成講座）受講者募集要領

1 スペシャリスト養成講座

(1) 目的

高度で専門的な力量を持つ人材を養成する。

(2) 開講講座

ア 英語教育スペシャリスト養成講座

イ 教科指導スペシャリスト養成講座

ウ 学校教育相談スペシャリスト養成講座

エ 情報化スペシャリスト養成講座

(ア) 校内ネットワーク活用コース

(イ) ビジネス情報コース

(ウ) ロボット制御コース

オ 特別支援教育スペシャリスト養成講座

(ア) 特別支援教育コーディネーター（小学校・中学校）コース

(イ) 小・中学校特別支援学級（知的障害、自閉症）コース

(ウ) 特別支援学校コース

(I) 聴覚障害教育コース

2 リーダー養成講座

(1) 目的

各領域分野において、学校及び地域で中核となって活躍できる指導力を持つ人材を養成する。

(2) 開講講座

ア 小学校英語活動リーダー養成講座

イ ミドルリーダー養成講座

ウ 情報教育推進リーダー養成講座

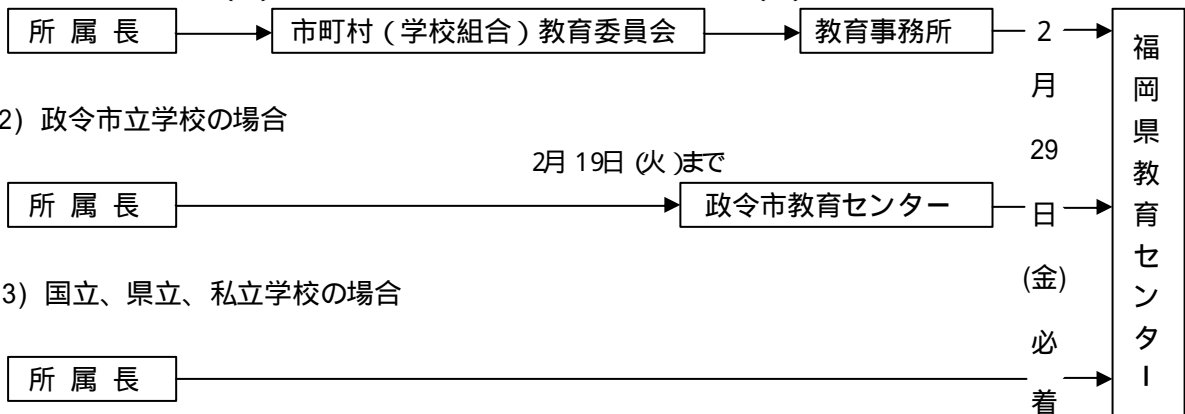
3 申込方法・申込期限

学校長は、受講申込書（様式1）を、次の要領で当教育センター所長あて提出してください。

(1) 市町村（学校組合）立学校の場合

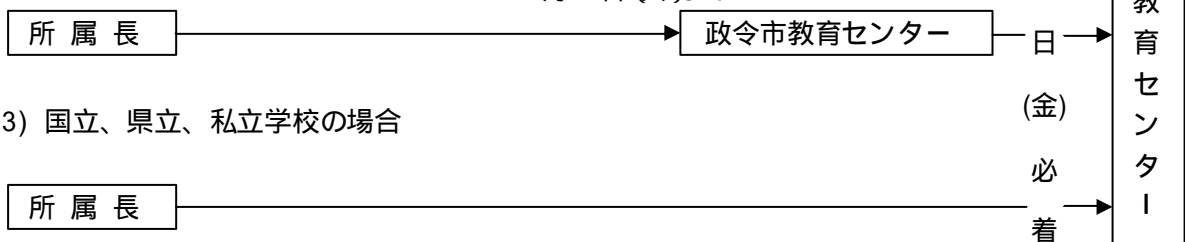
2月8日（金）まで

2月14日（木）まで

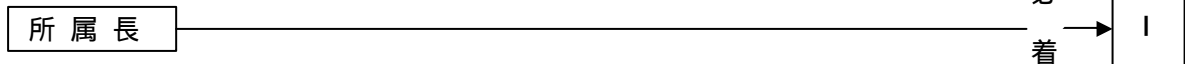


(2) 政令市立学校の場合

2月19日（火）まで



(3) 国立、県立、私立学校の場合



4 受講資格

県内の国立、公立及び私立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務し、研修に精励できる教育職員（非常勤・臨時職員を除く）

5 受講者の決定

当教育センターで選考の上受講者を決定し、3月中旬頃所属長あて通知します。

6 研修旅費について

各学校でお支払い願います。

なお、県立学校教職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という）の研修に要する旅費は、県立学校教職員については直接所属へ、県費負担教職員については所管教育事務所へ令達されます。

7 研修日程等

研修日程は原則として次のとおりです。

講座によっては、この日程によらない場合があります。

【終日実施の場合】

受付	9:00 ~ 9:30
研修	9:30 ~ 12:00
研修	13:00 ~ 16:30
事務連絡	16:30 ~ 16:40

【半日実施の場合】

受付	13:00 ~ 13:20
研修	13:20 ~ 16:50
事務連絡	16:50 ~ 17:00

8 研修報告等

受講者には、研修修了時に当教育センター所長あて研修報告書を提出していただきます。

また、研修修了後、所属長に対して受講者の研修成果についてアンケートを実施することがあります。

9 修了証書の交付

所定の研修を修了したと認められる受講者には、修了証書を交付します。

10 その他

学校及び地域において指導的役割を果たしていただくため、当教育センターホームページ等へ研修修了者名簿の掲載を予定しています。